Keio Associated Repository of Academic resouces

	1, 30 ± 1, 30
Title	北堂書鈔所引裴淵南海記:廣州記考
Sub Title	P'ei Yuans' Nan-hai-chi 裴淵南海記 quoted in the Pei-t'ang shu-ch'ao 北堂書鈔 : A Study of the
	Kuang-chou-chi 廣州記
Author	渡邉, 宏(Watanabe, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.2/3 (1967. 11) ,p.99(261)- 118(280)
JaLC DOI	
Abstract	In the Pei-t'ang shu-ch'ao compiled by Yu Shih-nan in 虞世南 the reign of Yang-ti 煬帝, 2nd Emperor of the Sui dynasty, there are six quotations from P'ei Yuan's Nan-hai-chi. However, if compared with the quotations found in the Ch'i-min yao-shu 齊民 要術 or in the T'ai-p'ing yu-lan 太平御覧, it becomes clear that the quotations in the Pei-t'ang shu-ch'ao are not from the Nanhai-chi but from the Kuang-chou-chi. The reason why only the Peit'ang shu-ch'ao adopted the title "Nan-hai-chi" instead of "Kuang-chou-chi" is that the Kuang-chou-chi was retitled as Nan-hai-chi by Yu Shihnan, subject of Emperor Yang, who gave considerations to the fact that as the then Emperor Yang's real name was Yang Kuang 楊広, according to the Chinese traditional custom, any usage of the Chinese character "kuang" was generally refrained and accordingly Kuang-chou was renamed as Nan-hai. In the Pei-t'ang shu-ch'ao, there can be found one quotation from P'ei-shih's Kuang-chou-chi 裴淵廣州記 and also in this case the correct source is Pei Yuan's Kuang-chou-chi 裴淵廣州記. Considering that Yu Shih-nan had no reason to refrain himself from using the character "Yuan ", this changing of the title must have been made in the T'ang period when "yuan" was a tabooed word because of the first Emperor Kao-tsu's 高祖 real name Li Yuan 李淵. Such being the case, the present author comes to the conclusion that in the P'ei-t'ang shu-ch'ao now extant, are contained some portions revised by a T'ang compiler.
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19671100-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北堂書鈔所引裴淵南海記

—— 廣 州 記 考—

渡

邉

≠,

隋祕書郎虞世南撰北堂書鈔 孔氏三十有三万巻堂校注重刊本 孫忠愍侯祠堂旧校影宋原本 南海 のき出れ、一つきまである。 は、 東郷嗇夫尤負昇天の条に

と引く 秦代に淵源するを知る 裴淵南海記。 (葉裏)。竜川、 龍川縣本是博羅東鄉、 (頁五三九)。 博羅の地名は、 漢班固撰漢書 送班固撰漢書景が刊本 百衲本二十四史 の地理志 下 南海郡の条に両県名ありて、 音青山定雄編 紀要索引 中国歴代地名要覧を参照するに、等しく広東省恵州府に在り、 嗇夫治之、 龍藏於貴山川地、 負嗇夫而昇天、 即成流泉、 因以名之也。

川には

師古曰。裴氏廣州記云、本博羅縣之東鄕也、 有龍穿地而出、 即穴流泉、 因以爲號。

と唐顔師古の註を載せり (葉表)。

裴淵南海記、裴氏広州記の称は漢書芸文志、隋書経籍志其他正史の芸文志に見えざるも、清文廷式撰補晉書芸文志史補

巻二の裴淵海東記の条に

(略)、書鈔七十九、一百五十七又引裴淵南海記。

北堂書鈔所引裴渕南海記

(二六一) 九九

とあり (三九一)、 また清章宗源撰隋書経籍志考証史補編巻六に

廣州記 巻亡 裴淵撰 不著錄

と見ゆ (八八一)。すなわち、 と内容の類似より同一書と推定し得べし。 (略)、漢書地理志注、 漢書所引の裴氏広州記は裴淵広州記なることを知るが、 龍川本博羅縣之東鄉也 佗傳正義同 略中 並引裴淵廣州記、 北堂書鈔所引の裴淵南海記も撰者名 或稱裴氏

り、 注 郛、五朝小説大観に十九条を収め、 劉澄之、 古方志考によれば、 類大観本草、 ら四著の遺文と推定されるは、 や広西省の三種に較べ、格段の差違あり。広州記の標題を有する書は、張國淦氏の分類に従えば、 佩文斉広羣芳譜、 類賦、三体詩注、 嶺南の広州は、 初学記、 ほかに古今合璧事類備要も引くと云う。 府県志類に許牧の計四著あり。 史記索引、 重修政和経史証類備用本草、 中原を隔たること遠ければ、早くよりその地理産物を筆にのぼせし人士に乏しからず。張國淦編著中国 島夷志略、 羊城古鈔、 広東省の通志類は後漢楊孚撰異物志を始めとして宋末迄に三十一種をかぞえ、 史記正義、白氏六帖事類集、酉陽雜爼、 資治通鑑注、 正雍 水経注、斉民要術、 広東通志、 裴淵広州記は これらのうち、後二者の書は散逸のままなれど、 泉志、 輟耕録、 広事類賦、 通志、 〔重訂〕 宋書、 永楽大典、東西洋考、 広広事類賦、 爾雅翼、 北堂書鈔、芸文類聚、漢書注、春秋左伝正義、後漢書注、 漢唐地理書鈔 北戸録、太平寰宇記、太平御覧、 嶺外代答、輿地紀勝、 事類賦補遺、 局影印 に七十八条を 収むるを見る。中華書 本草綱目、 重同 刊治 天中記、 広東通志、 唐宋白孔六帖、 顧微広州記は五朝小説、 嶺南荔支譜、 緒光 太平広記、 通志類に顧微、 隣接する福建省の八種 広州府志に引用 古今事文類聚、 欽定銭 重刊経史証 而してこれ 重編説 裴淵 文選 録 あ

轍次著大漢和辞典 || を参照するに、 扨て、 北堂書鈔 九巻七 所引裴淵南海記 田夫、 <u>の</u> 条は、 官名の二義あり(一七一)。 古文苑 蔵宋刊本 四部叢刊 南海郡竜川県の位置を述べ、 嗇夫と竜との因縁を叙す。 巻三には 嗇夫は、

嗇夫。田畯之神也。

と宋章樵の註あれど (葉裏)、 裴淵南海記の嗇夫は 「博羅 (縣) 東郷、 嗇夫治之」とあれば、 郷官なるべ 諸橋氏は

郷に在つて訴訟賦税を掌る官。秦、置き、漢・晉・宋、皆これに因る。

鄉有三老、有秩、嗇夫、游徼、三老掌敎化、嗇夫職聽訟、收賦稅(心(略)、 皆秦制也。

とあり(葉表)、また梁劉昭注後漢書二八 百官五 熱本二十四史 に

本注曰。有秩郡所署、 秩百石、 掌一鄉人、其鄉小者縣置嗇夫一人、 皆主知民善惡爲役先後、 知民貧富爲賦多少、平其

差品。

とあり(葉裏)。

龍藏」以下の文意は明確ならず。清孔広陶は

今案。陳、俞本脫 「本是」二字、「博」誤 「傅」、脫「治之」二字、 「龍藏」 七字作「有龍潛於川負上」、有後字脫、 卽

成句末句作因以龍川名其地。又案原鈔、「龍藏」七字亦疑有脫譌。

が、 明陶宗儀が序せし鈔本なり。 と北堂書鈔 令の条に 他にこれとほぼ同一の引用書あり。 九一所引裴淵南海記に校註す 前掲の漢書地理志注所引裴氏広州記は、 すなわち、 (葉裏)。 陳本は明陳禹謨が改補本、 漢司馬遷撰史記 百衲本二十四史 卷一景南宋黄善夫刻本 裴淵南海記に較らべ、嗇夫以下昇天迄の語句を缺く 俞本は明俞安期が刪削本にして、 一三扇蛇 の佗秦時用為南海竜川 原鈔本は

と唐張守節は註す 正義曰。 (略)、裴氏廣州記云。 (葉表)。宋王象之撰輿地紀勝 社景印本 本博羅縣之東鄉、 有龍穿地而出、 巻九一 州 景物 即穴流東泉、 循 竜川水の条に 因以爲號也。

北堂書鈔所引裴渕南海記

二六三 一〇一

裴氏廣州記云。 龍川本博羅之東鄉、 有龍穿地而出、 即穴流泉、 因以爲號。

とあり (葉第表)、 また宋司馬光撰資治通鑑 訓点本 卷十二 漢紀四 の召竜川令趙佗の条に

と元胡三省は註す (葉裏)。

裴氏廣州記。

龍川本博羅縣之東鄉、

有龍穿地而

出

即穴流泉、

因以爲號

清王謨輯裴淵広州記 唐地理書鈔 の第九条には

龍 川縣本博羅縣之東鄉也、 有龍穿地 而出、 即穴流泉、 因以爲號 云、穴口周廻可百歩、今猶潺然。前漢書地理志注。案書鈔引廣州記

とあり (六七)。 北堂書鈔 地部 穴 には

裴氏廣州記曰、 龍州: 縣本是博羅縣、 龍於藏遺山穿地出、負嗇夫而升天、 即穴流泉、 因以爲號、 穴口周廻可百步、 今猶

潺然。

とありて、孔氏は

今案。 俞本同、 陳本脫、 合璧事類別集卷三引裴廣州記、 羅縣」下有 「之東鄕」三字、 脫「藏遺山」三字、「嗇夫」

句及「穴口」以下。

のありて、 は裴淵南海記、 引裴氏広州記及び漢書地理志注所引裴氏広州記等に注意せざれど、これまた同類なるべし。 と校註す (葉表)。 その差異多し。 裴氏広州記のほか裴広州記の称もあり。引用文は嗇夫の語を含まざるものあり、 宋謝維新撰古今合璧事類備要は寓目せず。 果してこれらが全て同一書の同一箇所を引用せしか再考の要あるべ 孔氏は北堂書鈔 九巻 七 所引裴淵南海記及び 漢書地理志注所 されど、 穴口云云の句を有するも 諸書の掲げる出典名

海記は、 北堂書鈔は、経史百家の書より熟語成句を引きて部類に分かち、 東郷嗇夫尤負昇天」 の句を解くために存す。 この句中、「尤」字は意味通ぜざるが、 夫々の典拠を割注したる類書にして、 村田栄三郎氏の 巻七 九の裴淵南 教示によ

きて、 を有せるが、北堂書鈔 五八 所引の「龍於藏遺山穿地出」と較ぶるに、「龍藏於貴山川地」は「龍於藏遺山」に、「有龍穿 水経注 薈要本 なるが 浅水注 省略し、さらに漢書注などは嗇夫関係の句を除きたるものと考え得べし。最も早く裴淵広州記を引用せしは後魏酈道元撰 地而出」は と読むべきか。一方、史記、漢書、輿地紀勝、資治通鑑の引用は、竜川なる地名の縁起を説く為にあれば、竜に重点をお れば「尤」は「龍」字の傍の草体及び略体に似たりとのことなれば、右の下半句は「龍ガ〔之二嗇夫ヲ〕負イテ昇天ス」 嗇夫との因縁は省くに至りたるか。「龍藏於貴山川地」と「有龍穿地而出」とは単なる魯魚の 誤やまり以上の差異 「穿地出」 に対応すべし。 しかるとき、北堂書鈔 五八 は最も長く原文を引用せしが、同書 九 は穴口以下を

裴淵廣州記曰。 城北有尉佗墓、墓後有大岡、謂之馬鞍岡、秦時占氣者言、南方有天子氣、始皇發民鑿破此岡、地中出

血、今鑿處猶存。

とあり (寛七六)。この位置、故事、現状を述ぶる叙法に原著者の癖を窺うは早計ならむか。

るに、 り。広州は、後漢献帝建安十五年 (^| ') 、或は呉景帝永安六年 (| '| ') 名づけられ、隋文帝仁寿元年 (ドC) 太子楊廣が諱 出典名引用文を示すのみなれば、 唐代に前後する諸書に裴淵として載せられてあり。 唐代の引用者が裴氏と記ししことも充分納得し得べし。事実、裴氏の称は唐代の書に集中し全十八条あれど、その大半は 南海を用いたることは容易に推定し得べし。しかるとき、裴淵の淵は唐の高祖李淵が諱に等しければ、 を避け番州と改称し、 裴淵南海記の称は北堂書鈔にのみ存し、その内容は以下にも示す如く広州を中心としたる地理・風俗・物産などの記な 隋の秘書郎たりし北堂書鈔の撰者虞世南が時の天子の諱にふれる広州記の称をそのまま引くを避け、替え名として 煬帝が即位するや更に南海と再變し、 裴氏と記せしは後世再編の姿にして虞世南が遺漏にあらざるべし。 北堂書鈔 広州に復したるは 唐高祖武徳四年 (六二) なることを考慮す 五八は標語たる成句を示さず、 本来割注の位置にあるべき 裴広州記の称は他に 顔師古、張守節ら

見えざるが、 宋唐慎微撰金張存恵重修重修政 和経史証類備用 本草 四部叢刊本 巻六 之 上草 品部 雞侯菜の条に

顧廣州記曰。雞侯菜似艾、二月生、冝雞羹、故名之。

とあり の 附録に、蔵器曰として雞侯菜の条に (第六五)、 重刊経史証類大全本草 草巻 部六 も同文なれど(葉表)、 明李時珍撰本草綱 目 商務印書 巻二七 柔菜 滑部 類 醍醐菜

顧微廣州記云。生嶺南似艾、二月生苗、宜雞羹食之、故名。

とあり (一六)、また清呉世旃撰広広事類賦 事類統編所収 卷六六 疏菜 絶勝雞侯二月餐の条にも

顧微廣州記。雞侯菜似艾、二月生、宜雞羹。

泉」(穴ヨリ清泉ヲ出ダス) らざれば、 裴淵広州記とありたるべし。 とあれば (葉裏)、顧広州記は顧微広州記が正しと推定し得る故、(第二九)、顧広州記は顧微広州記が正しと推定し得る故、 即チ流レテ泉ヲ成ス」或は とあれば 「卽成流泉」 (葉裏)、穴字の下に動詞 「即チ流泉ト成ス」 の句は北堂書鈔にのみ見えたれど、 が古体なるべし。 なかざるべからず。 裴広州記も同様の錯誤より生じたる例にして、 他書 太平御覧 0) 記] 西楚南越諸山 す「即チ穴ヨリ泉ヲ流ス」 長山の条に 「穴出清 本来は は雅な

_

北堂書鈔 冠部 褐 は、穀皮為褐の条に

裴淵南海記云。蠻夷俗不蠶、取穀皮熱、極爲褐

とありて、孔広陶は

と校註 今案。 す 御覧六百九十三又九百六十引裴淵 孔氏の示す宋李昉等撰太平御覧 廣 州 記 無 庫蔵宋刊本闕巻以日本聚珍版本配補 四部叢刊 巻六九三景日本帝室図書寮京都東福寺東京岩崎氏静嘉堂文 「俗不蠶」三字、 餘亦頗異、 惟 陳、 俞本與本鈔悉同。 一 裾章 には

裴淵記曰。蠻夷取穀樹皮熟、搥之、以爲褐。

とあり (葉裏)、また同書 木部 穀 には

とありて (葉裏)、北堂書鈔が引用と差異多し。王謨輯裴淵広州記は、 第三十二条に

蠻夷不蠶、採木棉爲絮、皮圓當竹、剝古綠藤、績以爲布聚。

とあり、つづきて第三十三条に

蠻夷取穀皮熟、搥之、以爲褐、裏罽布鋪、以擬毡 本草綱目補、甚煖也、 其木腐、 後生菌耳、味甚佳好。

文類聚より抽出し、 と載す(六八)。すなわち、 また孔氏が右の裴淵南海記を校註するに用いし太平御覧 九三 の裴淵記と冒頭の二、 三句が類似せし 王氏は北堂書鈔 二九 所引裴淵南海記と冒頭の一句が酷似すれど、 以下の甚だ異なる一条を芸

太平寰宇記並びに本草綱目所引の一条をば、互いに別個の存在として掲げおれり。

裴氏廣州記曰。蠻夷不蠶、採木緜爲絮、 皮圓當竹、剝古綠藤、 績以爲布。

とはば王氏引用の如くあり (葉裏)。他に太平御覧 布帛部 絮 にとはば王氏引用の如くあり (第十三)。他に太平御覧 巻八一九 布

裴淵廣州記曰。蠻夷不蚕、採木綿爲絮。

とあり (葉表)、また同書 希帛部 布 にも

とほぼ同文を引く (葉表)。 王氏がこれらと別条に掲げし明李時珍撰本草綱目 木部(第七)。 の集解には、 時珍日として

績以爲布。

裴淵廣州記言。 蠻夷取穀皮熟、 搥爲掲裏罽布**、** 以擬毡、甚煖也、其木腐、後生菌耳、 味甚佳好。

北堂書鈔所引裴渕南海記

(二六七) 一〇五

とあり(九一)、宋羅願撰爾雅翼 討原

裴淵廣州記曰。蠻夷取穀皮熟、槌爲掲裏布鋪、以擬氊、然則雖惡木、用亦博矣。ら(九一)、宋羅願撰爾雅翼 討原 巻九 穀 にも

とあり (葉表)。但し、王氏の引く太平寰宇記は未まだ当該箇所を検索し得ず。(第十四)。但し、王氏の引く太平寰宇記は未まだ当該箇所を検索し得ず。

および芸文類聚が載せし「木緜→絮」の条とは、製糸績布に関する一文を二段に分かち別載したるものにして、北堂書鈔 以上の諸条を 通観するに、太平御覧 巻九六○ 本草綱目 および 爾雅翼が 載せし「穀皮→褐」の条と、太平御覧 巻八二○ 所引裴淵南海記の例の如く、 同一原文を単に省略せし姿にはあらざるべし。清阮元等撰 重刊広東通志は巻九六物産

裴淵廣州記曰。蠻夷取穀皮熟、搥爲褐、裏髻布鋪、 以擬氊、太平御 木類の穀樹の条に

とあり (葉表)、同書巻九六 頻遊略 器用類の絮の条には

裴淵廣州記曰。蠻夷不蠶、採木綿爲絮 覧。

とありて (葉裏)、夫々別条と扱かえり。明陳耀文撰天中記(第九)、 刊万本曆 も同様なり (巻五○裾)。

どの記せる如く「穀皮ヲ取リテ熟ユ、搥キ以テ褐トナス」が原文に近からんか。本草綱目、 は後人の添加なるべし。 覧 巻九六〇の群と同類なり。 北堂書鈔所引裴淵南海記の一条は、孔氏校註の如く「俗不蠶」の文字なけれど、「穀皮→褐」を述べてあれば、太平御 明陶珽 北堂書鈔が「穀皮ヲ取リテ熱ス、極マリテ褐トナス」と記すは加工法を缺く故、 重編説郛等所収顧微広州記の第十四条に 爾雅翼が「氊」以下に記す句 太平御覧な

蠻夷不蚕、 採木綿爲絮。

と
あ
り ならんか。 (葉第三)。 しかれども、 前掲の如くこれと同類の引用文は全て裴淵とありて顧微の名なければ、 右は輯者の誤やまり

裴淵記が称は、後魏賈思勰撰斉民要術 叢書簡編 巻十 非中国物産者 柚の条に

裴淵記曰。廣州別有柚、號曰雷柚、實如升大。

記せり (三八)。また太平御覧 地部) 慮山が条に「裴關廣州記」とあるを和刻本は「裴開廣州記」と記し じて文字を飛ばしたる結果ならむ。斉民要術 十 五子の条に「裴淵廣州記」とあるは 右の 逢左文庫本に「裴瀾廣州記」と (九四)。 これより類推するに、 と見ゆるも (頁八)、最古の写本たる 蓬左文庫所蔵北宋刊本写本の該条を見るに、「淵」字は「洲」と見ゆる字を記しあり 「清本「開」作「淵」、是也」と註せり。 右はもと「裴淵廣洲記」とありしを淵・洲と類似の字体並びたれば恐らく筆生が錯誤を生)、 挙 譌 に

斉 民 要 術 進 宋刊 本写 本



一九四



頁二二八

_

北堂書鈔 酒食部 茶 は、酉平睪盧の条に

裴淵南海記云。酉平縣出睪盧、茗之別名、南人以爲飲。

とありて、孔広陶は

今案。御覧八百六十七引南海記、「睪」作「皋」、陳、 俞本改注廣州記、 亦作 : 「皋」。

と校註す (葉表一)。孔氏の示す太平御覧 飲食部 茗 には

廣州記曰。酉平縣出皋盧、茗之利、茗葉大而澁、南人以爲飲。

とあれど (葉裏)、南海記の称は見えず。 重修政和経史証類備用本草 木部 に附されし二十六種陳蔵器余の皐蘆の条には巻十二

廣州記曰。新平縣出皐蘆、皐蘆茗之別名也、葉大而澁。

とあり、つづけて

海藥云。謹按、廣州記云。 出新平縣、狀若茶樹、 **閣大無毒、** 主煩渴熱悶下痰通小腸淋止頭痛、 彼人用代茶、 故人重

之、如蜀地茶也。

皐 盧の条には

酉平縣出皐盧、茗之別名、葉大而澁、南人以爲飲記。

とあり (葉裏)。清秦鳳儀等補重刊経史証類大全本草 三年刊 巻十二も同文なり

(葉裏)。明陳耀文撰天中記

刊万本曆

巻四四茶

とあり (葉裏)。王謨輯裴淵広州記は第五十八条に

酉平縣出皐盧、若之別名、葉大而澁、南人以爲飲 沙書

と載せしが(六九)、北堂書鈔には前掲の如く「葉大而澁」の一句なし。

酉平の名は梁沈約撰宋書 芬楼蔵元明遞修本配補 百衲本二十四史景呉興劉氏嘉業堂蔵宋蜀大字本闕巻以涵 広州の条に

酉平令、永初郡國有。

安府すなわち漢中にのみ存す。 とはじめて見ゆ 一方、本草書が引く闕名氏撰広州記の記せし新平の名は広州辺に存せず。 (葉表)。 梁蕭子顕撰南斉書 大字本 百衲本二十四史 卷十四 漢書八下 には 1 志六上 青山氏が索引に拠れば唐以前の新平は陝西省西 南海郡の条にも酉平の名あり

准陽國。高帝十一年置、莽曰、新平屬兗州。

とあり (葉表)。こは現今の河南省なり。

闕名氏撰広州記の遺文にして地名を掲げたる例として、宋書 志二八 には

新會太守(略)、廣州記云。永初元年、分新寧立。(第三三)

東官太守 (中)、廣州記。晉成帝咸和六年、分南海立。 (第三四)、

寧浦太守 (略)、廣州記。漢獻帝建安二十三年、呉分鬱林立。(葉表)

व • 泉志 **昉等撰太平広記** に闕名氏撰広州記の遺文を拾するに、 とあり。 王謨は右のうち寧浦郡の条のみを通鑑注 大食国銭 本草綱目 金 宋書は梁永明六年 八巻 二四 元王大淵撰島夷志略所収異聞類聚に、大食国は大観本草 に、 (八八) 成れること確実にして、 右の各地は広義の広州すなわち 現今の広東・広西両省内に存(四八) 波斯国は大観本草 広州より遠隔の地として線濮、大食、 〔巻九二寧元年六月 十巻 三九 安息香卷二三 ·大 より引いて裴淵広州記の第十三条に輯録す(六七)。 荔枝 政和本草 醬、広州蒔蘿 巻十三 安息巻 波斯、 層信州生金 金州金 大秦等の国名あり。 政和本草 層信州生金 繳濮国が名は宋李 宋洪遵撰 他

(三七二) 一〇九

枝荔 ゆ。王謨はこれらがうち、繳濮国と大食国一金、波斯国一石硫黄の計三条を裴淵広州記の遺文として輯録せり。 和両本草は右の諸条を全て「海薬」より、本草綱目は「珣曰」として引用せり。 本草綱目 巻二六 蒔蘿 に、大秦国は大観本草巻十三 蕪荑 政和本草 巻十三 蕪荑 本草綱目石硫黄 巻十二 に、大秦国は大観本草巻三 波斯白礬 政和本草 巻三 波斯白礬 本草網目 彦例上 歴代諸家本草に · 蕪三 大観、 の条に見 政

海藥本草 禹錫曰。南海藥譜二巻、不著撰人名氏。 (略) 時珍曰。此卽海藥本草也、凡六巻、 唐人李珣所撰、 珣蓋肅

代時人、(下)。

とあれど (四)、政和本草 頭 証類本草所出経史方書には

南海藥譜 不著撰人名氏

海藥

と両者を別本と扱えり。宋鄭撨撰通志 巻六 本草には

海藥本草 六巻 李珣撰

南海藥譜 七巻

と見え (葉表一)、宋王堯臣撰崇文総目 叢書 巻三 類 には

南海薬譜 一巻 一閣鈔本。

侗案。通志略、七巻、不著撰人。

ど、右の諸本草書が引用せし限り、海薬云とあるも珣日とあるも語句に大差なければ同一出典にもとづけるなるべ りながら右の大食国などの条を含む広州記が直ちに北魏代より諸書に引用されし裴淵広州記なりと定むるは難し。 とあり 第七世紀に成立せし大食國の名が唐代以前に存するは不審なり。 郝玉麟等撰広東通志 苑年 巻五二に (葉表五)。 侗は清侗金錫なり。 果して李時珍が断ぜし如く 南海薬譜と海薬本草が同一書なるか 頗ぶる疑い多けれ 何とな 8

大食國以水晶爲屋柱、食器亦然 鹅。

とあり (葉表一)、広広事類賦 統編所収 巻六九にも

魚豢魏略。大食國以水晶爲屋柱、食器亦然。

州記の名は見えず。故に「新」が 撰梁書 とあれど(葉麦一)、こは大秦の正しきこと論をまたず。 あらず別人の撰ならざるべからず。 国物産の詳報が伝われる根拠なし。政和本草が巻頭に掲げし証類本草所出経史方書中には、 諸夷五四 西北諸戎 波斯国の条と、唐令狐徳棻撰周書 列伝四二 波斯国の条とを対比せば歴然にして、列伝四八 波斯国の条とを対比せば歴然にして、 「酉」の誤字にあらざる限り、 また六朝代江南諸朝の波斯国に関する知識の 曖昧なるは唐姚思廉 大観・政和両本草が皐蘆の条に引く広州記は裴淵が書に 顧微広州記の名あれど裴淵広 広州にのみ波斯

草が「皐」字とも通ずれば「皋盧」が正しかるべきか。但し、睪、皋ともに「澤」の意あれば「さわに生えしあし」と解 北堂書鈔 四四 睪盧、皋盧のいずれも誤やまりにはあらず。宋書など所引広州記が撰者の究明につきては姑く措く。 が記す「睪盧」が名は他に見えず、孔氏の校する「皋」字は「皐」とも作り、 太平御覧が 「皋」、 政和本

四

北堂書鈔地部 崗は、雲石崗の条に

裴淵南海記云。魯城縣有雲丹崗、日出照之色晃耀

とありて、孔広陶は

今案。陳本「南」 誤「高」、 無「裴淵」二字、 「色」字在出上、考類聚卷六引裴氏廣州記、 「魯」 作「增」、「丹」作

母」、無「色」字、餘同。

と校註す (第表)。 孔氏が示す芸文類聚 地巻 部六 岡には

裴氏廣州記曰。 城北有馬鞍崗、 秦時瞻氣者言、 南方有天子氣、 始皇發民鑿破北崗、 地中出血、 鑿處猶在、 增城縣有雲

母岡、 日出照之晃曜

とあり \葉表)。太平御覧 珠宝部 →/第四)。太平御覧 巻八○八 雲母 には

裴淵廣州記曰。 增城縣有雲母向、 日出照之晃耀

とありて(葉表) 北堂書鈔が引用にほぼ等し。 また、 太平御覧地部三 崗 には

一小車、 裴淵廣州記曰。 州城北有馬鞌和刻 崗 城西北五里連續大崗本岡、 本和岡刻 秦時瞻氣者言、 直上百尋、 南方有天子氣、 名爲越王冢、 呉朝堀覔尉他墓、 始皇發民鑿破此崗和刻、 竟無所見、 地中出血 於天井崗. 今鑿處猶在 本岡得六玉

增城縣有雲母崗 本和岡刻 日出照之晃曜

に、 府志 淵広州記日として見え 重刊 (葉表)、 芸文類聚が引用を更に延長せし如き文を載す。芸文類聚に同類なる引用は前に掲げたる如く水経注 滾水(第十)、 芸文類聚が引用を更に延長せし如き文を載す。芸文類聚に同類なる引用は前に掲げたる如く水経注 巻三七) 輿巻 地十 略 広州城北有馬鞍崗以下 馬鞍山、 古巻 蹟八 略七 広東通志 山川略〇 趙佗墓が条にも水経注を引く。 鑿処猶在までの 句を含む。 馬鞍山の条には水経注よりとして裴氏広州記曰云云と引く。 京都大学人文科学研究所著京都大学人文科学研究所漢籍分類目 闕名氏撰墨娥漫録 第四 に広州記ありて全一条なるが、 また 重発 後半部 に裴 広州

古地志 広東史部 地理類 には

廣州記晉顧微撰 説郛巻第四墨娥漫録所収

志六 隋書 志二六 各南海郡の条に載せてあり。唐白居易撰宋本白氏六帖事類集 交広諸山 泉山には四 とあれど 北堂書鈔の記せし魯城県はこれまた広州辺に存せず。芸文類聚の示す増城県が名は後漢書 郡国五 『晉書 地理下 (八二)、右が語句は前引の如く諸書に全て裴淵或は裴氏とありて、 顧微の名を記せし例は存せず。

顧微廣州記曰。南海曾城縣有泉山。云云

とあり (葉裏一)。 宋孔伝続撰唐宋白孔六帖 交広諸山 も同様なれど (葉裏)、 芸文類聚 茭広諸山/第二九)、 芸文類聚 巻八 山部 には

顧微廣州記曰。南海增城縣有白水山。云云

とあれば (葉表)、魯、曽は増字が誤やまりなるべ し。 王謨は裴淵広州記第二十四条に

增城縣有雲母祠、 日出照之晃耀聚。

と載せるも (八八)、祠、 耀の字は芸文類聚六とちがえり。

五

北堂書鈔 服飾部 釵 は、 銅釵の条に

裴淵海東記曰。 俚獠貴銅、 鑄銅大鼓、 東海豪富子女以金銀爲大釵、 執以叩銅鼓、 叩竟留遺主人、號之曰銅鼓釵。

とありて、孔広陶は

今案。御覧七百十八引裴淵廣州記、 無「俚獠」八字、「東」作「南」、「子女」作「女子」、無「叩竟」六字、餘同。 陳

俞本照御覧、又案。博物志交州夷名曰俚子、俚獠即此類

と校註す (葉表)。孔氏の引く太平御覧 服用部(釵 には

裴淵廣州記曰。豪富女子以金銀爲大釵、

執以叩銅皷、

號爲銅鼓釵。

とあり 富下には

とあれど (葉裏)、宋槧太平御覧 学訓堂聚珍版 張淵廣州記曰。豪富子女以金銀爲大釵、 にはこの条を 執以叩銅鼓與主人、名爲銅鼓釵。

裴淵廣州記曰。 俚獠貴銅皷、 初成懸於庭、 尅 晨 置 酒 、 來者盈門、 其中豪富子女以金銀爲大釵、 執以叩銅鼓、 寛 與主

人、名爲銅鼓釵。

と記す (葉裏)。しかして太平御覧 四夷 俚 には

裴淵廣州記曰。 俚獠貴銅皷、 唯高大爲貴、面闊丈餘、 方以爲竒、 初成懸於庭、 尅 晨 置 酒 、 招致同類、 來者盈門、其中

豪富子女以金銀爲大义、執以叩鼓、竟留遺主人、名爲銅皷釵、 風俗好殺、 多構讎怨、 欲相攻擊、 鳴此鼓集衆、 到者如

雲、有是鼓者極爲豪強。

と長文を引く (葉裏)。ほかに、後漢書 伝十四馬援 の馬於交阯得駱越銅鼓、乃鋳為馬式の条には

裴氏廣州記曰。 俚獠鑄銅爲鼓、鼓唯高大爲貴、 面闊丈餘、 初成懸於庭、 剋晨置酒、 招致同類、 來者盈門、豪富子女以

金銀爲大釵、執以叩鼓、叩竟留遺主人也。

と唐章懐太子李賢は注す (葉表裏)。 宋周去非撰嶺外代答 文庫 巻七 銅鼓 には

按。廣州記云。俚獠鑄銅爲鼓、唯以高大爲貴、面闊丈餘、不知所鑄果在何時。

とあるも、「按、馬援征交阯、 得駱越銅鼓」云々と続けてあれば、後漢書に拠れるなり (四一)。 嶺外代答 金石門 銅には

廣州記曰。俚獠鑄銅鼓。

ともあり (○ |)。清仇池石撰羊城古鈔 | 年刊 巻八 銅鼓 には、後漢書注として

廣州記。俚獠鑄銅爲鼓、 初成懸之於庭、 置酒召客、 富豪子女各以金銀爲大釵、執以叩鼓、叩畢留遺主人、名納鼓釵。

と記す(葉裏))。 重刊 広東通志巻九二 風俗 には太平御覧を引きてと記す(第三七)。 同治 広東通志巻九二 輿地略

裴淵廣州記。豪富女子以金銀爲大鼓、執以叩銅鼓、號爲鼓釵。

と載す (第二葉表)。巻七一八に拠るなるべし。

海或は海東と称する例は知らず。 より借用せるなりと思えらくも、 裴淵海東記が称は他に見えず。 文中に東海の語あれば、 他書の当該条引用文には全て東海の語なく、また海東と倒置せるは不審なり。 されど北堂書鈔 三六 所引裴淵海東記が文は裴淵広州記に出でしこと 他書の引用より見 虞世南が引用に当りて南海記なる替え名を忘却し、 仮りに文中 広州を東

唐魏徴撰隋書 国学図書館蔵本配補 百衲本二十四史 巻三一 地理下 に唐魏徴撰隋書 景元大徳刻本並借北平図書館江蘇省立 巻三一 志二六 に

て明白なり。

とあり るなるか。 百卉部 皐鷹が条に 乃留遺主人、名爲銅鼓釵、俗好相殺、多搆讎怨、 略前 (第十五)。太平御覧 八五 諸獠皆然、 六朝時代は作文構成に制限多く、 並鑄銅爲大鼓、 所引裴淵広州記が文に似たるなれど、「都老」なる土語を欠けば隋書は別個の出典に拠れ 初成懸於庭、 執筆者が教養、境遇にも大差なければ、 中置酒、 欲相攻、 以招同類、 則鳴此鼓、 來者有豪富子女、 到者如雲、有鼓者號爲都老、羣情推服、云云。 自然類似の文章多かるべ 則以金銀爲大釵、執以叩鼓、 太平御 竟

南越志曰。龍川縣有皐蘆草、 葉似茗、 味苦遊、土人以爲飲、今南海謂爲過羅、 或日拘羅。

なる一文あり 南人或は単に人と称して土人の語なく、 (葉表)。 こは前に掲げし北堂書鈔 四四 土語も記さず華語にて表わすが例なれば右の南越志と広州記は別人の著とせざる 所引裴淵南海記が睪盧の条に 相応ずべき語句多けれど、 裴淵が文は

へからず。王謨は裴淵広州記第十一条に

執以叩鼓、叩竟留遺主人 書馬援伝注〕 狸獠鑄銅、 爲鼓、 鼓唯高大爲貴、 面濶丈餘、初成懸於庭、剋晨置酒、 名爲銅鼓釵、 風俗好殺、多構仇怨、欲相攻擊、 招致同類、 來者盈門、 鳴此禁鼓、衆到者如雲、有是鼓者 豪富子女以金銀爲大釵

を載す (頁三)。極爲豪雄覧。

六

縁も分明ならず。 が筆にて、唐人が開祖李淵の名を敬した風ならむ。但し虞世南が原著に該条有りしやは知らず。海東記の称が置かれし由 に成りたる裴淵が広州記のことにして、南海記と称せしは至尊が諱を避けたるが故なるべし。裴氏と記せしは後世の輯者 実在せしやは不明なり。而して隋代に成れる北堂書鈔が引用せし裴淵南海記並びに裴淵海東記、裴氏広州記は北魏朝以前 にもその名を留めたれど (葉表)、同書所引が文は前掲の如く史記、漢書に拠りて直接の引用にあらねば、第十九世紀まで 裴淵が撰せし広州記は北魏朝に成れる水経注、斉民要術に引用しあり。清嘉慶十一年(○六)に成れる羊城古鈔纂輯書目

ざる箇所を見るといえども、古体を止むるところ少なからず。王謨が輯も労大なるものなり。本稿が史料蒐集に当りては の撰せし広州記もあるを若干混同せしが如きは心すべきなり。 王氏の注記に啓発されしてと多し。ただ広州記には裴淵のほか、 現存の北堂書鈔は成立後七、八世紀を経たる元、明代の鈔本にもとづけるものなれば、 略同時代に成りし顧微が著もあり、また闕名なる第三者 魯魚の誤やまりありて文意通ぜ

附則六条

顧微南海經云。蒼梧山左右出風、故號風門。、北堂書鈔 秀部 風 は、蒼梧出風の条に

(発生)(第七)。 これで、地帯に同じては見…で、名の帯で今案。 兪本同、陳本脱「顧微」二字。

とありて、

孔広陶は

と校註す (葉光)。されど他書に右が文は見えず。説郛等に輯せし顧微広州記にも載せてあらず。太平御覧 四夷 日本 に

南海經日。南倭北倭属 無針、功以丹朱塗身、不妒忌、一男子数十婦。

とあるは (葉表)、 晉郭璞伝山海経 舊要 第十二 海内 に

蓋國在鉅燕、南倭北倭属燕 無針、功以丹朱塗身、不妒忌、一男子数十婦也。

とあるを不完全に引用せしなるべし。燕京大学図書館引得編纂処編太平御覧引得 (哈仏燕京学) に

南海經 782\6a ; 790\2b.

故に北堂書鈔所引顧微南海經をば裴淵南海記の例にならい、直ちに顧微広州記の異称とはなし難し。 とあり (☲四)。782 は上掲の条なるが、巻七九○の当該箇所には山海經、外国図、 括地図、 經 の名ありて南海經はなし。

二、王謨輯裴淵広州記第三九条に

貝凡有八、紫貝最其美者、出交州、大貝出巨延州、與行賈貿易 聚。

広州志」とあれば (葉葉)、裴淵或は顧微が広州記にして広州志と誤やまりたる例もあるべし。本草綱目には裴淵広州志 < 顧微広州志 變撰東西洋考 № 清呉応逵撰嶺南荔枝譜 条 π 広東通志 | ∞ と時代の下るにつれて引用の多きを見ゆ。太平御覧経 史図 書綱目 に の称もあり。されど太平御覧 鱶介部 蚶 し。 広州志が称は唐代迄右の芸文類聚に見ゆる一条のみにて他になく、 宋楽史撰太平寰宇記 条 太平御覧 🧎 明解縉等輯永楽大典 🧎 明張 とあり (京元) 。芸文類聚 宝玉部 貝 太平御覧 跡宝部 貝 の条にほぼ同文を記せど典拠書名はともに「広州志」とありて「広州記」とはな K

廣志曰。巨延州、以蚶與行估貿易。

と右の広州志が文の下半分に似たる引用もあれば(葉菓)、これまた直ちに裴淵広州記が遺文とはなし難きなり。

三、劉澄之が広州記につき清章宗源撰隋書經籍志考証 補編 巻六に

廣州記 巻亡 劉澄之撰 不著錄

劉澄之廣州記日。新城縣東俱山、 山上有湖、湖中有白鵝一隻、時飛来、不可常見。

とあれど (汎八人)、太平御覧 幾六六 に掲げられたる右の条には劉澄之楊州記とありて 広州記とはなし。 また他に劉澄之広州記の称は見

四、宋代に府県志類に属せる広州記を撰せし許牧につき 重刊 広東通志 略風土雑記類

廣州記

とあり (葉裏)。 永楽大典 | 東二八八 雄 府二 宦跡に趙善珏撰進士題名を掲げるが、そのうちにとあり (第十三)。 永楽大典 巻六六五 雄 南雄 宦跡に趙善珏撰進士題名を掲げるが、そのうちに 南雄府志、牧始興人、大観元年應八行科、政和六年進士。

許致宏郊榜、第二甲。 (葉三五)

許彦博 第三甲、致之子、牧之父。

許牧 甲、致之孫、彦博之子。 許牧 始興、政和二年。□□牓第四

なり。 一〇七二年に生まれし、沙門亮阿闍梨兼意なり。また 幾八九六 香藥抄 巻 巻頭の書目中に、傾微廣州記の名有り (豆)。されど、裴淵そ五、群書類従を検するに 幾八九五 香要抄 巻 に、顧微廣州紀一条有り (豆)。こは 新脩 大蔵経図像+1 にも収む(豆・)。香要抄の撰錄者は、 とあり (葉表一)同書引用の范処厚撰図経志にもその名許孜と見えたれば (葉裏一)、許牧の実在は疑いなきも、広州記を撰せしやは知らず。 の他の名は寓目せず。石井英雄氏の調査によれば、塙家書写校合の続類従底本には、紀を記とする他、まま活字本と差異を見る、との由

六、本稿は裴淵其他の撰せし「広州記」に関する一文より、北堂書鈔所引の条を抽出し、 んとする関連諸稿をも参照されんことを望む。 制限枚数にあわせたるものなれば、不日発表せ